

電子請求サービスご利用時の注意事項

●請求書等提出について

- ・ 請求書等の提出先について、公営企業局は対象外です。
- ・ 提出先を誤った場合は、請求書等を再作成し、正しい提出先へ提出をお願いします。

●Haratteの利用に関する注意点

本市とのすべての契約において、Haratteの利用を義務付けるものではありませんが、双方の業務効率化などの観点から、可能な限り利用をご検討いただけますようお願いいたします。

●その他書類の取り扱いに関する注意点

Haratteサイトで作成できる様式以外の提出書類については、従来通りの方法でご提出をお願いいたします。
なお、請求書提出時に3メガバイトまでの書類は添付することができます。